

「裁判員、やってみませんか？」

令和5年7月11日（火） @東沢コミュニティセンター



東沢コミュニティセンター事業「東沢シニア教室」で、裁判員裁判について講演を行いました。

当日は東沢地区にお住まいの20名の方にご参加いただきました！

概要説明

〇×クイズを通じて刑事裁判のルールを確認しました！

- ① 事実の認定は法廷で調べた証拠に基づく必要あり。
インターネット上の情報や巷の噂はダメ。
- ② 検察官に、被告人の有罪を証明する責任あり。
- ③ 被告人が犯罪行為をしたことが常識に照らして間違いないといえなければ、無罪。



模擬裁判体験



参加者の皆さんに、シナリオに沿って、①冒頭手続、②証拠調べ手続、③弁論手続まで、裁判員裁判を疑似体験していただきました。

裁判官、裁判員、検察官、弁護士、被告人、証人の役になり切った迫真の演技で、本当の裁判のような雰囲気にあふれていました！

裁判官役の方々の法服姿は貫禄ありましたね！

質疑・意見交換

参加者の皆さんからのご質問やご意見に、佐々木裁判官が回答・説明いたしました。

その中から、代表的なものをご紹介します。

Q 刑を決める際、評議で意見が一致しない場合はどうなるのですか？

A 多数決で決めることとなります。この場合、合議体の過半数の意見であり、かつ、裁判官と裁判員の双方の意見が含まれていることが必要となります。投票の結果、意見が分かれて、この条件を直ちに満たさないときには、満たすようになるまで、被告人に最も不利な意見の数を次に不利な意見の数に加算していき、結論を出すこととなります。

Q 有罪かどうかを判断したり、刑を決めたりすることには、やはり不安があります。

A 結論は全員で話し合って出すものなので、おひとりで悩みを抱える必要はありません。裁判所として丁寧にサポートいたしますので、少しでも悩みが生じたり心身の不調を感じたりしたときは、裁判官や裁判所職員まで遠慮なくご相談ください。



■ 出前講義のご案内 ■

山形地方・家庭裁判所では、裁判官が学校、職場、公民館などに伺って講義を行う、「出前講義」を行っています。

詳しくは、山形地方・家庭裁判所のウェブサイトをご覧ください。

🔍 山形地裁 出前講義

(お申し込み先・お問い合わせ先) 山形地方裁判所総務課庶務係 TEL 023-623-9513 (直通)